

お知らせ

長浜地区交通安全のつどい・交通安全長浜市民伊香大会

交通安全活動に功労のあった個人・法人与優良運転者の表彰を行います。表彰式終了後には講演会やお楽しみ抽選会などの催しを企画しました。
この機会に交通安全について考えてみましょう。

長浜地区交通安全のつどい	交通安全長浜市民伊香大会
と き：11月26日(土) 10時～12時 ところ：虎姫文化ホール (宮部町)	と き：11月26日(土) 13時30分～16時 ところ：西浅井文化ホール (西浅井町大浦)
内 容：表彰、講演会	内 容：表彰、お楽しみ抽選会など

☎市民自治振興課 (☎65-8722)

水源地フォーラム

水源地を抱える地方自治体や地域住民が集いダム建設などの公共事業をとりまく課題について学びます。

【と き】11月22日(火) 10時～16時30分
【ところ】長浜文化芸術会館(大島町)
【内 容】講演やパネルディスカッション等
【その他】参加費無料 事前申込不要

☎水源地フォーラム実行委員会事務局
<道路河川課内> (☎65-6532)

水道企業団職員を募集します

職種	採用予定人員	受 験 資 格	第一次試験日	受付期間
電気技術職 (上級)	若干名	(1) および (2) に該当する人 (1) 次のいずれかに該当する人 ア 昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 (平成23年4月1日における年齢が21歳以上35歳未満の人) イ 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した人または平成24年3月31日までに大学を卒業する見込みの人 (2) 次のいずれかに該当する人 ア 第三種電気主任技術者免状を取得している人 イ ア以外の人で電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令に定める第三種電気主任技術者免状の取得に必要な学歴を有する人	12月3日(土)	11月1日(火) ～ 11月17日(木)
技能員	若干名	昭和41年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人 (平成23年4月1日における年齢が17歳以上45歳未満の人)		

11月1日(火)から受験申込書をお渡しします。郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒(角形2号：33cm×24cm、120円切手を貼付)を同封して、下記までお送りください。

☎・申〒526-0047下坂浜町248番地22 長浜水道企業団職員選考委員会(☎62-4101)

最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。最低賃金は賃金の最低額を保障するとともに、労働条件の改善に重要な役割を果たしています。滋賀県最低賃金は、平成23年10月20日に改正され、

1時間 709円です

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています

☎彦根労働基準監督署 (☎0749-22-0654)

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

労働保険(労災保険と雇用保険)は、職場の皆さんが安心して働けるよう、政府が管理・運営している保険制度です。労働者を一人でも雇用する事業主は、業種や規模にかかわらず、すべて労働保険に加入することとなっています。(農林水産の一部の事業は除く)

☎滋賀労働局総務部労働保険徴収室
(☎077-522-6520)

11月は「労働時間適正化キャンペーン期間」です

滋賀労働局では労働時間適正化キャンペーンの取り組みの1つとして、期間中、メールによる情報提供を受付けています。

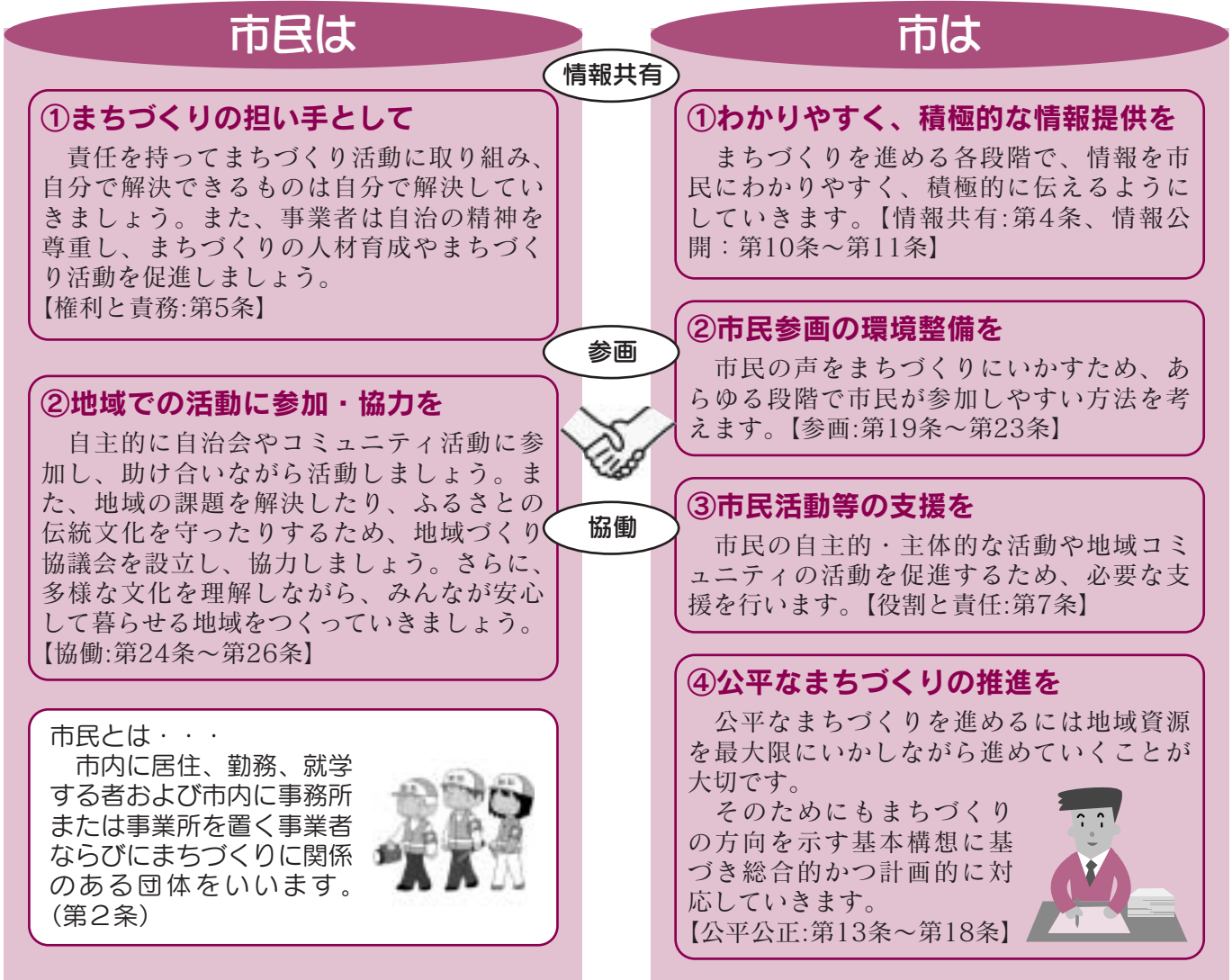
長時間労働、賃金不払残業等に関する情報は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 情報提供受付用バナーまで

☎滋賀労働局労働基準部監督課
(☎077-522-6649)

お知らせ

市民自治基本条例を推進するための「頑張りどころ」

「長浜市市民自治基本条例」の施行から半年、もっと知っていただくために、10月号に続いてこの条例の概要についてお知らせします。



条例の詳しい内容や制定経過は市の公式ホームページで ☎市民自治振興課 (☎65-8722)

第9次長浜市交通安全計画(素案)について意見を募集します

第9次交通安全計画は、本市における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の交通安全対策計画を踏まえ、作成していくものです。このたび、素案がまとまりましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【募集期間】11月10日(木)～12月9日(金)まで

【閲覧場所】市民自治振興課、各支所、公民館、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)

【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先

市民自治振興課自治振興グループ (〒526-8501 長浜市高田町12番34号、☎65-8722、FAX64-0396、Eメールjichishinkou@city.nagahama.lg.jp)